

仕様書

1 件 名

(特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借

2 目 的

現在、福島県では富士通 Japan 株式会社（以下「システム業者」という。）製（特別）児童扶養手当システムを使用し、令和3年度に導入した機器により運用しているところであるが、運用開始から5年以上が経過しているため、機器を更新してシステムの運用を行う。

3 設置場所

サーバ：データセンター（県デジタル変革課契約）

クライアント：福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課

4 納入方法

機器を納入する日程については、システム設定作業日程を考慮のうえ、別途県と協議のうえ決定した日（※）までに、本賃貸借契約に定める仕様において、データセンターに設置すること。（※令和9年3月頃予定）

5 賃貸借期間

システム業者によるデータ移行完了後の令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

6 機器仕様及び構成

サーバ：1台

クライアント：8台（A4ノートパソコン）

- (1) 別紙1「機器仕様書」の条件を満たす機器を納入すること。
- (2) クライアント8台に関しては、福島県にて用意し、OS（Windows11）およびネットワークの設定が済んだ状態で受託者に引き渡す。
- (3) 福島市内に保守拠点を有するメーカーの正規サポートをオンサイト対応で受けられる構成であること。ただし、スイッチングハブおよび県が用意するノートパソコンは除く。尚、保守内容は別紙仕様の通りとする。
- (4) 調達するサーバ及びUPS本体は同一の国内メーカーであること。内蔵装置（HDD、メモリ）についても本体メーカー純正のものを搭載すること。
- (5) 調達機器は、すべて新品とすること。
- (6) 調達機器は、製品の動作が保証または確認されたものであること。また、調達機器は別途調達済の富士通 Japan 株式会社製（特別）児童扶養手当システムで動作を保証するものであること。
- (7) 導入するアプリケーションソフトは、サーバは WindowsServer2022、クライアントは Windows11、データベースソフトは Oracle Database 19c で動作可能なものとする。調達するサーバ及びクライアントには、別紙2の設定を行うこと。
- (8) 契約締結までに承認を受けた機器の後継機種と認められるもの、あるいはソフトのバージョンアップ版が発表された時は、本県と協議して承認を得たうえで、対象機器及びソフトを納入すること。
- (9) 導入後、OSのアップデートが必要な場合は、対応方法について本県と別途協議を行うものとする。（原則、緊急性の高いアップデート以外は適用しない）
- (10) （特別）児童扶養手当システム用サーバOSのアップデートに必要なアップデートサーバ

は、本県で準備する。

- (1 1) (特別) 児童扶養手当システム用サーバ OS の時刻同期用に必要な NTP サーバは、本県で準備する。
- (1 2) (特別) 児童扶養手当システム機器には、ウィルスチェックソフトを導入・設定すること。ウィルスチェックソフト設定にあたり必要なインストール媒体及びライセンス情報等は、本県より提供する。なお、ウィルス対策ソフトパターンファイル更新は、本県が別途用意するウィルス対策ソフトパターンファイル配布サーバを通じて行う。
- (1 3) 本システムにおけるバックアップ方法（自動でのバックアップ取得）は下記のとおりとする。
 - ア バッチでデータベースをエクスポートし、サーバ内に履歴退避（3 1 世代管理）
 - イ サーバ全体のバックアップは、イメージバックアップソフトを使用し、今回整備する NAS に取得（7 世代管理）
- (1 4) 別紙 1 「機器仕様書」に記載されているもの以外で、システム構成上必要な関連部品または、機器等があれば付加すること。

7 システム設置環境

- (1) (特別) 児童扶養手当システム機器及び NAS は、本県が別途準備するデータセンター内のサーバラック内に設置するものとする（サーバは物理サーバとし、センター内の指定場所に設置する）。(特別) 児童扶養手当システム機器及び NAS は同一ラック内に収納することを前提とし、接続ケーブル（標準添付）の範囲内で接続可能な距離に収納する。尚、サーバはラック内のマウントレールに搭載後、ネジで固定するものとする。また、サーバは県が準備する OA タップに接続すること。
- (2) (特別) 児童扶養手当システム機器は、福島県庁内の既設ネットワークに接続するものとする。（既設ネットワークとは、データセンターと西庁舎 6 階児童家庭課を接続する基幹ネットワーク、及び西庁舎 6 階児童家庭課内のフロア内ネットワークを指す。）
- (3) (特別) 児童扶養手当システム用サーバ及び NAS は、本県が保有するスイッチの指定ポートに接続する。スイッチの接続ポートは本県にて別途指定する。
- (4) (特別) 児童扶養手当システム用サーバとスイッチ指定ポート間、NAS とスイッチ指定ポート間の LAN ケーブル接続、動作確認作業は本作業に含むものとする。なお、必要となるケーブル（1 0 m 程度）を見込むこと。また、指定ポートが不足する場合は、スイッチの前にスイッチング HUB（5～8 ポート程度）を経由して接続すること。（この場合、スイッチング HUB も本業務に含めるものとする。）
- (5) ネットワークの責任分界点は、サーバ側は接続スイッチの指定ポートから先、クライアント側は既設 LAN ケーブルより先が受注者とする。
- (6) クライアントパソコンは西庁舎 6 階児童家庭課内に設置するものとし、プリンタも含めて設置場所は現行と変更ないものとする。
- (7) プリンタ及びネットワーク配線（LAN ケーブル）及び電源は、既存使用とする。
- (8) (特別) 児童扶養手当システム機器設置、設定にあたっては、必要に応じ現場確認、打ち合わせ、情報共有を児童家庭課及び県デジタル変革課と行うこと。

8 搬入・設置・配線作業等

- (1) 機器及びソフトウェアは、本県が指定する場所へ搬入・設置すること。
- (2) 本調達には、調達機器の搬入、据え付け、現調作業を含めること。
- (3) 本調達には、据え付け配線作業において必要となるケーブル等の機材費用を含めること。
- (4) 必要となる電源条件、電力量及びコンセント形状については、必要に応じ本県に情報提供を行うこと。
- (5) 調達するサーバ機は、本県が管理するサーバラック内に設置すること。

9 附帯作業

- (1) 機器納品にあたっては、別紙2のとおり、サーバのOS等の調達、ソフトウェアインストール設定、設置、動作確認等のセットアップ作業を行い、システムの運用環境を整備すること。
- (2) システムの運用環境整備の際は、システム業者と十分な連絡調整を行った上で作業を進めること。

10 その他

- (1) 本仕様の業務を遂行する上では福島県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) 本仕様の納入を行う際に知り得た県のあらゆる情報セキュリティに係わる重要情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護に最大限の注意を払わなくてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めることとする。
- (4) 本業務の遂行にあたって、受注者は本県と十分に協議し本県の指示に従うこと。
- (5) 受注者が本県施設に立ち入る場合、事前にその旨を本県に連絡すること。また、本県施設内で作業を行う際は名札を着用すること。
- (6) 受注者が本県施設内で作業を行う際は、本県の指示に従い、職員の執務に極力支障を及ぼさないよう留意すること。
- (7) 本業務の作業において受注者が他の事業者との調整を要する場合は、相互に協調して作業の便宜を図ること。また、本業務に関して他の事業者と打ち合わせを行った場合、受注者はその内容を議事録に記録し、当該打ち合わせ終了後速やかに本県に提出し承諾を得ること。
- (8) 受注者は本業務を通じて知り得た情報を、本業務の用に供する目的以外には利用してはならない。また、本県の書面等による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- (9) 本仕様書に記載がなくとも当然実施すべき作業があれば、受注者は本県の承諾を得て適切にこれを行うこと。
- (10) 受注者は、調達機器の導入が円滑に行われるよう、児童家庭課のほか、現行賃貸借事業者及び（特別）児童扶養手当システム構築業者、並びに本県が別途導入管理しているサーバラック管理部署と連携すること。
- (11) 各種設定を含めた納入スケジュールについては、本県、受注者、現行賃貸借事業者で調整のうえ、十分余裕を持った計画を作成すること。
- (12) 納入前にファームウェアやソフトウェアのバージョンアップ等が発生した場合には、本県と協議し、了解を得たバージョンを納入すること。
- (13) 上記以外でも、調達機器を安定的に稼働させるために必要な事項があれば、本県に確認のうえ作業を行うこと。
- (14) 法令、本県の条例・規則及び福島県情報セキュリティポリシー等の各規程を遵守すること。
- (15) 受注者は、ISO/IEC 27001 及びプライバシーマーク等の認証を取得していること、または同等の管理体制を有していること。
- (16) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定することとする。